



# 長野県報

5月23日(月)  
令和4年  
(2022年)  
第306号

## 目次

### 告示

生活保護法に基づく医療機関の指定（地域福祉課）	1
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称等変更の届出（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく施術者の指定（地域福祉課）	2
社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録（介護支援課）	3
自然公園法に基づく国定公園事業の決定及び図書の縦覧（自然保護課）	3
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（6件）（都市・まちづくり課）	3
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（2件）（砂防課）	5

### 公 告

農業振興地域の区域変更及び図面の縦覧（2件）（農業政策課）	6
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	6
土地改良区役員の就退任の届出（3件）（農地整備課）	6
土地改良区連合役員の就退任の届出（農地整備課）	8
開発行為に関する工事の完了（3件）（都市・まちづくり課）	9
警備業法に基づく警備員指導教育責任者講習の実施（2件）（生活安全企画課）	10
参議院長野県選出議員選挙の立候補手続等に関する説明会の開催（選挙管理委員会）	12
正 誤（地域福祉課）	13



### 長野県告示第285号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

令和4年5月23日

長野県知事 阿部 守一

#### 1 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
いでのら呼吸器内科・耳鼻咽喉科・消化器内科医院	上田市古里1499-29	令和4年4月1日
善美歯科	上田市中之条842-37	令和4年3月3日
出早クリニック	岡谷市長地出早二丁目4番6号	令和4年4月1日
尖石診療所	茅野市豊平4485-1	令和4年3月10日
ほたる薬局辰野店	上伊那郡辰野町中央105-2	令和3年5月1日

## 2 指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事業所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
合同会社ナースセンター時の駅	塩尻市大字広丘吉田1598番地1	訪問看護ステーションST	塩尻市大字広丘吉田1598番地1	令和4年4月1日
株式会社ソームフィールドスクウェア	東京都台東区花戸川2-12-1-501	らいおんハート訪問看護ステーション佐久	佐久市前山321-3	令和4年3月1日
社会医療法人 恵仁会	佐久市中込1丁目17番地8	ケイジン訪問看護ステーション中込	佐久市中込1丁目17番地8	令和4年4月15日

地域福祉課

## 長野県告示第286号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

令和4年5月23日

長野県知事 阿部 守一

## 指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	変 更 事 項		変 更 年月日
				新	旧	
株式会社アイ	松本市里山辺2053番地1	訪問看護わらわ	安曇野市豊科高家5211番4	訪問看護わらわ	アイ訪問看護ステーション笑楽笑	令和元年6月1日

地域福祉課

## 長野県告示第287号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

令和4年5月23日

長野県知事 阿部 守一

## 1 施術者又は助産師

氏 名	所 在 地	指 定 年 月 日
武舎 健嗣	上田市上田原1611 City Residence201	令和4年3月22日
田中 翔太	諏訪市大字中洲5547-5 フレグランス岩波C102	令和4年3月22日
松尾 雄太	塩尻市広丘野村1682-1	令和4年3月24日

## 2 施術所又は助産所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
光訪問マッサージ	上田市常田3-8-4	令和4年3月22日
翔整骨院	諏訪市清水1丁目2-18 クレストハイツ清水103	令和4年3月22日
まつお整骨院	塩尻市広丘野村1682-1	令和4年3月24日

地域福祉課

**長野県告示第288号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

令和4年5月23日

長野県知事 阿部 守一

(登録特定行為事業者 定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人暖家	アムール長野定期巡回訪問介護 看護	長野県長野市大字栗田字西番場244-2	令和4年5月16日

介護支援課

**長野県告示第289号**

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定により、中央アルプス国定公園に関する公園事業を次のとおり決定しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課及び木曽地域振興局並びに木曽町役場において縦覧に供します。

令和4年5月23日

長野県知事 阿部 守一

決定した公園事業の名称及び種類並びに位置

名称及び種類	位 置
木曽駒ヶ岳七合目避難小屋	〔区域〕 木曽郡木曽町

自然保護課

**長野県告示第290号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和4年5月23日

長野県知事 阿部 守一

## 1 都市計画の種類及び名称

長野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

## 2 都市計画を定める土地の区域

長野都市計画区域

## 3 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び長野市役所

都市・まちづくり課

**長野県告示第291号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和4年5月23日

長野県知事 阿部 守一

## 1 都市計画の種類及び名称

長野都市計画 区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）

## 2 都市計画を定める土地の区域

## (1) 市街化区域

平成24年長野県告示第82号で定めた長野都市計画市街化区域に長野市川中島町御厨の一部を加える

(2) 市街化調整区域  
長野都市計画区域のうち市街化区域を除く区域3 縦覧場所  
長野県建設部都市・まちづくり課及び長野市役所

都市・まちづくり課

**長野県告示第292号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和4年5月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称  
松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域  
松本都市計画区域
- 3 縦覧場所  
長野県建設部都市・まちづくり課及び松本市役所

都市・まちづくり課

**長野県告示第293号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和4年5月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称  
松本都市計画 区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）
- 2 都市計画を定める土地の区域
  - (1) 市街化区域  
平成26年長野県告示第611号で定めた松本都市計画市街化区域に松本市和田西原、島内東方及び上村井の一部を加える
  - (2) 市街化調整区域  
松本都市計画区域のうち市街化区域を除く区域
- 3 縦覧場所  
長野県建設部都市・まちづくり課及び松本市役所

都市・まちづくり課

**長野県告示第294号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和4年5月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称  
須坂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域  
須坂都市計画区域
- 3 縦覧場所  
長野県建設部都市・まちづくり課、須坂市役所及び小布施町役場

都市・まちづくり課

**長野県告示第295号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和4年5月23日

長野県知事 阿部 守一

## 1 都市計画の種類及び名称

須坂都市計画 区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）

## 2 都市計画を定める土地の区域

## (1) 市街化区域

平成24年長野県告示第84号で定めた須坂都市計画市街化区域

## (2) 市街化調整区域

須坂都市計画区域のうち市街化区域を除く区域

## 3 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、須坂市役所及び小布施町役場

都市・まちづくり課

**長野県告示第296号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

令和4年5月23日

長野県知事 阿部 守一

## 1 一部について指定を解除する区域の名称

向原

## 2 一部について指定を解除する区域

佐久市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

**長野県告示第297号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

令和4年5月23日

長野県知事 阿部 守一

## 1 一部について指定を解除する区域の名称

権現山

## 2 一部について指定を解除する区域

立科町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課